

# 共同参画は身近なところから

安曇野市男女共同参画フォーラム「なんてったって参画」を  
7月5日、豊科ふれあいホールで開催しました。

このフォーラムは、今年3月に市の男女共同参画計画を策定したこと、その報告を兼ねて開催したもので、関係団体の役員が中心となり、工夫を凝らしたアトラクションやシンポジウムが企画されました。

平林市長は、「男女共同参画推進の条例制定を本年度予定しています。家庭や職場での参画が求められていますが、まずは身近なところから、お互いを認め合い、皆が生き生き暮らすことが第一歩だと考えています」とあいさつ。続いて、安曇野市男女共同参画社会形成推進委員会の山田安子会長が、平成20年度から24年度を目標に策定された計画の概要を説明。「この計画は1つの目標で目安。目に見えず形のないものであるが、皆

で協力しあって推進して欲しい」と話しました。

会場では和太鼓と民話のアトラクションのほか、役員による参画をテーマとした寸劇が、男女共同参画かるたを取り入れて行われました。この寸劇では、妻が区の分館長を受けてきたことに対する夫や息子、ご近所の反応などが楽しく演じられ、市民



寸劇の一場面（安曇野家のある夜の会話…）

約200人が参加した会場は和やかな雰囲気になりました。引き続き、ジャーナリストの内山二郎さんをコーディネーターに迎え、市内から選ばれた5人のパネリストとシンポジウムを行いました。区切りごとに壇上を降り、会場の参加者から意見を聞いて回る内山さんの進行はメリハリがあり、参加者の笑いと拍手が続きました。

また、会場アンケートでは、「男女が家庭と仕事の両立をするために必要なことは」の問いに、「労働環境・社会的支援の整備が必要」という答えが半数近くを占めました。参加者の田原ちえこさん（豊科）は、「女性もつと意見を持つことが大事。今は仲間と互いの資質を高めあっている」と話しました。

## 協働のまちづくり

# 市民活動センター開設に向け

市民と行政の情報共有のための施設「市民活動センター」  
10月開設を目指し、協働で準備を進めています。

市では、市民と行政の協働のまちづくりを進めています。この環境を整えていくためには、市民と行政が情報を共有していく必要があります。そこで、情報と人の交流拠点として、穂高総合支所西の旧保健センターを活用した「市民活動センター」の開設を準備しています。この施設は、活動団体の情報

および行政情報などを掲示する情報コーナーやPCコーナー、誰もが気軽に立ち寄れるフリースペースなどを設け、市民活動をさらに広げ、深める場にすることを狙いとします。施設の管理運営については、昨年度から市とともに施設運営の検討を行ってきた市民を中心とした「市民活動センターわの会」

を新たに組織し、これにあたることになりました。活動で会議室を使用する場合には、この会に登録し、施設の管理運営にも関わっていただく仕組みとなっています。また同会では、センターのホームページを開設しました。市ホームページの「まちづくり推進課」から検索してください。



市民活動センターの事業内容

- 市民活動のための
- ①情報収集、提供
  - ②交流の支援
  - ③市民活動の場の提供
  - ④センターの事業企画
  - ⑤研修、学習機会の提供など

## 市民活動センターわの会からお知らせ

市民活動センターわの会では、市民活動の活性化のために、情報提供や交流支援をします。10月オープンを目指し取り組んでいますので、市民の皆さんのご参加をお願いします。

会長 今泉 一

### 登録団体・個人募集

市民活動センターの施設使用や管理運営にかかわれる登録団体、個人を募集します。

- 期間 随時
- 申し込み 各総合支所内地域支援課まちづくり推進係窓口または市ホームページで応募用紙を入手し、必要事項を記入のうえ、電子メール、FAX、郵送、直接持参などで応募してください。

### センターの愛称募集

- 期間 9月5日（金）（必着）
- 選考方法 市民活動センターわの会の役員会で選考決定します。
- 結果発表 市民活動センターのオープン時に発表します。
- 申し込み 上記「登録団体・個人募集」と同様

- 応募・お問い合わせ 県安曇野庁舎内企画財政部まちづくり推進課 (TEL 71・2000 FAX 71・5000) または、各総合支所地域支援課

### 男女共同参画推進条例制定に向けて～パブリックコメントの募集～

市では、安曇野市男女共同参画推進条例を制定するため、広く市民・事業者の皆さんから、素案に対する意見と要望（パブリックコメント）を募集します。

この条例は、市の男女共同参画推進の基本となるもので、家庭・地域・職場・学校などのあらゆる分野において、男女が対等な立場で参画の機会が確保され、一人ひとりの個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して制定するものです。

- 応募期限 9月17日（水）（必着）
- 応募資格 市内に住所を有するか勤務・通学する人、または、市内で事業・活動を行う個人や団体
- 応募方法 任意の用紙に意見、要望事項を記載し、住所・氏名・電話番号を明記のうえ、電子メール・FAX・郵送・持参のいずれかの方法により提出してください。意見などの募集結果は、住所、氏名、電話番号を除き後日公表します。
- 条例(案)の閲覧場所 本庁舎内総務部人権尊重課または各総合支所内地域支援課。市ホームページでも閲覧可。